

平成 29 年 2 月 12 日修正

## ジュニア審判員講習会実施要領について

静岡県ソフトテニス連盟  
審判委員会

1. 講習会の主管は、各地区協会及び県小学生部会とする。

なお、各地区中体連及び小学生部会と、日程、会場、講師等調整するものとする。

2. ジュニア審判講習会の準備、実施要領

- ① 参加人数の確認…受講者は、原則として 20 人以上とする。
- ② 会場の手配
- ③ 講師および補助員の依頼…講師（1 級審判またはマスターレフェリー）がいない協会については、事務局へ派遣依頼する。（日程調整が必要）
- ④ 事務局へ参加人数の連絡

事務局よりジュニア審判マニュアルを送付。

事務局 〒422-8034 静岡市駿河区高松 1911-1

静岡県ソフトテニス連盟 TEL 054-374-0704

FAX 054-374-0806

shizusta@na.commufa.jp

- ⑤ 受講者受付用名簿の作成（ジュニア審判認定申請書を利用）
- ⑥ 試験問題と間違いやすい判定及びコールの印刷（コピー）  
（試験問題等は、従来のものご使用ください。変更・追加があれば、別途ご連絡いたします。）
- ⑦ 受講料 5 0 0 円、認定料 1, 0 0 0 円を徴収
- ⑧ 講習の実施
- ⑨ ジュニア審判認定申請書に必要事項を記入し、事務局へメールにて送付  
メールアドレス shizusta@na.commufa.jp
- ⑩ 受講者より徴収した認定料 1, 0 0 0 円／人を県連事務局口座に振込む  
ゆうちょ銀行振替 口座番号 00810-8-116011  
口座名義 静岡県ソフトテニス連盟

○ 認定事務終了後、審判事務局より「ワッペン」・「認定証」をお送りします。

3. 講習会に掛かる費用は、主管団体が受講料 5 0 0 円で賄うこととする。なお、剰余金が生じた時は主管団体の収入とする。なお、年間を通して不足が生じた場合は、県連と調整する。

- ・講師への謝礼 1 日…10, 000 円
- ・受付等の事務手続きについては、極力、講師が兼ねるものとするが、受講者が多い場合は、事務補助員を依頼する。謝礼 1 日…3, 000 円
- ・講師・事務補助員の交通費は県連規定により JR 乗車代の実費を支給する。
- ・講師・事務補助員の昼食は主管団体に用意する。